

第1章 医療費適正化計画に関する基本的事項

1. 計画策定の趣旨

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現してきましたが、急速な少子高齢化や経済の低成長、国民生活や意識など医療を取り巻く環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大していかないようしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくことが必要となっています。

このための仕組みとして、国では平成 18 年の医療制度改革において、医療費の適正化を推進するための計画（以下「適正化計画」という。）に関する制度が創設され、本県でも、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を設定し、平成 20 年度から 2 期に渡って取り組んできました。

しかし、この間も、我が国の少子高齢化は他国に類を見ないスピードで進んでおり、また、平成 37 年度には、いわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる一方で、人口は減少していくことが見込まれています。

こうした中、今後、急激な医療・介護のニーズの増大が見込まれており、その中で医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、効果的で効率的な医療を提供できる体制を検討した地域医療構想の策定や、保健・医療・福祉などが連携した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組などが進められています。

また、医療費適正化についても、国や県、医療保険者¹が、それぞれの立場から取組を強化するよう平成 27 年に適正化計画に関する見直しが行われ、医療費の見込みを盛り込んだ第 3 期適正化計画を策定することになっています。

本県においても、高齢化の進行に伴い医療費の増大が見込まれており、県民が安心して医療を受けられる環境を保っていくためには、医療費の適正化に取り組む必要があります。

そこで、県民の生活の質の向上を図りながら、結果として医療費が過度に増大しないよう医療費の伸びを中長期的に徐々に下げていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の維持及び確保を図っていくため、第 3 期高知県医療費適正化計画を策定し医療費の適正化を推進します。

¹ この計画における医療保険者とは、被用者保険（全国健康保険協会高知県支部、健康保険組合、共済組合）及び高知県後期高齢者医療広域連合並びに市町村国保及び高知県医師国保組合をいう。ただし、県が国保保険者として保健事業や医療費適正化の取組を実施する場合には県も保険者に含むものとする。

2. 計画の根拠及び位置づけ

- ① 適正化計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく法定計画です。
- ② 適正化計画は、「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」を取り組みの主たる柱とし、「よさこい健康プラン21(健康増進計画)」と、「高知県保健医療計画(医療計画)」、「高知県地域医療構想」、「高知県高齢者保健福祉計画(介護保険事業支援計画)」、「高知県がん対策推進計画」、「高知県国民健康保険運営方針」と密接に関連するため、これらの計画と調和が保たれたものとしてします。

3. 計画の内容に関する基本的事項

適正化計画では、次に掲げる事項を定めます。

- ① 県民の健康の保持の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- ② 医療の効率的な提供の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項
- ③ 目標を達成するために県が取り組むべき施策に関する事項
- ④ 目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- ⑤ 県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- ⑥ 計画期間における医療に要する費用の見込みに関する事項
- ⑦ 計画の達成状況の評価に関する事項

4. 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

また、よさこい健康プラン21(健康増進計画)等との計画期間の関係は以下のとおりです。

| 計画名 | 計画期間 | |
|------------------------------|--------------|--------------|
| 高知県医療費適正化計画 | 第2期(H25~H29) | 第3期(H30~H35) |
| よさこい健康プラン21 (健康増進計画) | 第3期(H25~H29) | 第4期(H30~H35) |
| 高知県保健医療計画 | 第6期(H25~H29) | 第7期(H30~H35) |
| 高知県高齢者保健福祉計画 (介護保険事業支援計画) | 第6期(H27~H29) | 第7期(H30~H32) |
| 高知県がん対策推進計画 | 第2期(H25~H29) | 第3期(H30~H35) |
| 高知県国民健康保険運営方針 | | (H30~H32) |